

北斗市子ども会育成連絡協議会 規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、北斗市子ども会育成連絡協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を会長宅又は会長の指定する場所におく。

(目的)

第2条 この協議会の目的は、市内の各地区における子ども会（自治会育成部を含む）組織の連絡調整を図りながら、その活動の援助をもって、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(構成)

第3条 この協議会は、市内の地区を単位とする子ども会育成指導組織等の代表者、または趣旨に賛同する青少年育成団体の長の推薦を受けた者をもって構成する。

(保険加入)

第4条 北海道子ども会連絡協議会の安全会へ加入することができる。

(事業)

第5条 この協議会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各地区における子ども会育成組織の連絡調整に努める。
- (2) 各地区における子ども会育成に関する指導方法及び組織の運営について、相互研修を進める。
- (3) 研修集会等の開催や対外的な研修などに参加して、情報交流を行う。
- (4) 各地区における子ども会育成活動が、効果的に進められるよう各関係団体との連絡調整を深める。
- (5) その他必要と認めた事業。

(役員及び選出)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 監査 | 2名 |
| (5) 事務局長 | 1名 |
| (6) 事務局次長 | 1名 |
| (7) 会計 | 1名 |

2 役員は総会で選出する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 3期までとする。

3 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は次のとおりとする。

(1) 会長は、協議会を代表し会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

(3) 理事は、会務の執行に当たる。

(4) 監査は、会計を監査し総会においてこれを報告する。

(会議)

第9条 会議は、総会及び理事会とし会長がこれを招集する。

2 総会は、毎年1回開催し、役員を選出及び規約の改廃並びに予算、事業計画及び組織の運営に関する事項等を審議決定する。

(事務局)

第10条 この協議会に事務局を置く。

(会計)

第11条 協議会の会計は、負担金・寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 加入費金(会費)の額は、単位子ども会1,000円とする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、平成18年5月25日から施行する。